

ソリューションパートナー規約及び同意書

第1章 総則

第1条 (名称) Make U Group株式会社「以下（当社）」の業務委託者はソリューションパートナー「以下（SP）」という。

第2条 (所在地) SPの主たる窓口及び事務所を、東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー16階に置く。

第3条 (目的) 当社は、当社事業を通じてSPの人生向上とビジネス発展のために寄与することを目的とする。

第4条 (事業) 当社は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 毎月定期的なSP向けビジネス教育
- 2 SP向けのビジネスコンテンツの提供
- 3 SP向け福利厚生サービスの提供
- 4 SP同士によるコミュニティ活動
- 5 その他当社の目的達成に必要な事項

第2章 ソリューションパートナー

第5条 (SP) 当社のSPは原則として、当社で定められたSP規約を理解し紹介者SPの推薦を必要とする。

第6条 (SP規約) SPは道徳的、倫理的に規範となる行動および言動を心がけ、第三者への迷惑行為を一切行わない。

第7条 (資格の平等) すべてのSPはいかなる場合にも、人権、宗教、性別、門地または身分により差別的取扱いを受けることはない。

第8条 (権利) SPは当社の規約に則り、権利を施行するものとする。

第9条 (義務) SPは平等に次の義務を負う。

1. SPの資格を失ったときには、速やかに返済すること。

第10条 (加入) SP登録をするときは同意書に記載された内容を十分に理解した上でSP登録の申込みをし、事務局の承認を得なければならない。

また、事務局が加入を承認したときは、速やかにSP名簿に登録し本人に通知しなければならない。

第11条 (退会) SPは当社との委託業務を解除するときは、その理由を明記して当社事務局へ書面にて一ヶ月前に提出し、事務局の承認を得なければならない。

第12条 (資格の喪失) SPは規約に違反、申告内容の虚偽、反社会的勢力または事務局が不適切とみなした場合、役員協議のうえ資格及び権利は喪失するものとする。

第3章 組織

第1節 役員

第13条 (種類) 当社に次の選任役員を置く。

ゼネラルマネージャー「以下（GM）」11名、シニアマネージャー2名、執行役員3名、会計1名（当社社員）

第14条 (役員の権利義務) 役員はすべてこの規約に定められた職務を忠実に遂行する義務を負い、その職務を他人から妨害されることなく遂行する権利を有する。

1 GMは当社のコンテンツであるMICを代表し、SP業務の遂行、組織の管理、その他当社SP事業部の繁栄に向けて企画運営を行う。

2 シニアマネージャーはGM補佐し、GMに事故があるときは、その職務を代行。その他当社の日常業務を処理する。

3 執行役員はシニアマネージャーを補佐し、シニアマネージャーに事故があるときは、その職務を代行。その他当社及びSPの日常管理業務を処理する。

4 会計は当社の財産を監査し、必要に応じて各会議に出席して発言することができる。

その他業務執行役員は規約及び諸規定の制定、改廃を協議のうえ行うものとする。

また、その他SPの目的達成の為の必要な事項の決議に関する権利義務や、規約に記載されていない追加事項に関しても役員協議のうえ決定する権利を有する。

第15条 (役員会の召集) 役員会は、毎月1回GMが召集して開催する。

第4章 会計

第16条 (経費) SPの経費は自己負担とする。なお、当社が出資の法人については、その限りではない。

第17条 (諸費用報告) SPより納入された登録費および売上は諸費用にあて、その諸費用及び営業利益の内訳は期毎にSPへ報告し、ボーナス計算を行う。

第18条 (会計年度) 会計年度は毎年10月1日にはじまり翌年の9月30日に終わる。

第5章 登録費とボーナス

第19条 (登録費) 登録費は88,000円（税込）とする。分割払いの場合、初回最低金額を44,000円とし、以降22,000円を加盟月の翌月末と翌々月末に当社指定の口座に振り込みまたは持参する。

報酬は各コンテンツにより異なる。※別紙参照

第20条 (クーリングオフ) クーリングオフ期間は本契約締結後20日間とする。

1 クーリングオフ期間を超過後の返金要求は一切応じない。

第21条 (クーリングオフ時の紹介報酬返金) 対象となる紹介報酬にクーリングオフが発生した場合、甲から通知を受けてから7日以内に当社の指定口座へ振込むものとする。返金対応がなされない場合は、退会処分とする。

第6章 統制

第22条（制裁）SPが次の行為をしたときは、役員協議のうえ制裁を受ける。

- 1 規約および決議に違反したとき
- 2 SPの統制を乱した行為をしたとき
- 3 当社の名誉を著しく汚したとき

第7章 規約改正と解散

第23条（規約の改正）規約の改正は役員全員の協議のうえ全SPに通知するものとする。

付則

第24条（効力）この規約は、令和7年10月1日より施行する。

東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー16階
Make U Group株式会社 SP事務局
TEL : 03-6772-3585 MAIL : info@make-u.co.jp

上記の規約に承諾のうえ同意いたします。